

第 20 回定例理事会決議・第 9 回臨時評議員会承認

平成 29 年度事業計画書

(平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

I. 基本方針

現代社会においては、農業を支える科学技術によって利便性の向上がもたらされるなど、私たちはその利益を享受することができる。一方、その営みは生産物の大量破棄や生産エネルギーの過剰消費など経済成長を優先するあまり、大気・水、土壌などを汚染し、薬剤耐性による新たな害虫の薬剤抵抗性の発達や病原菌の増殖をもたらすなど自然の恵みの源である生態系に対して大きな負荷を与える様々な歪みを生じさせている。その結果、新たな病虫害のパンデミックなどを引き起こし、健康・食の安全性が脅かされると共に、農業の持続的発展が危ぶまれるなど様々な問題が発生してきている。

本財団は、これらの問題に鑑み、地域の実情に応じて自然の生態系を活用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発とその国内外における普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

今年度は、昨年度の各取り組みを更に発展させ、研究開発事業においては、より農家に役立つ研究課題の整理と目標達成、普及事業においては、国内外におけるより充実した普及情報の収集と発信、有機農業支援事業においては、国が進める有機農業支援事業を関係諸団体との連携を更に強化させながら発展させ、より一層の社会貢献を果たすものとする。

II. 事業内容

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究
- (2) 畑地における育土・栽培技術に関する研究
- (3) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究
- (4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究
- (5) 研究成果の公表

2) 自然農法種子の品種育成事業

- (1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
- (2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣
- (3) 自然農法の情報発信と人材交流

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

1) 自然農法の実用化推進事業

- (1) 知多草木農場における自然農法水稲作実証
- (2) 知多草木農場における畑転換体系の構築
- (3) 知多草木農場における自然農法野菜作の実証
- (4) 自然農法における果樹栽培技術の構築

- (5) 農家圃場における実証調査
- 2) 自然農法の啓発普及事業
 - (1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報
 - (2) 自然農法の情報発信等による啓発事業
 - (3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及
- 3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業
 - (1) 行政機関・研究機関・民間団体等との連携および交流支援
 - (2) 自然農法の国際的な情報発信と交流支援事業

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業

(公益目的事業3)

- 1) 有機 JAS 認定事業
 - (1) 有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務
 - (2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成
 - (3) 認定業務の改善、充実
 - (4) 検査・判定体制の充実
 - (5) 認定事業に係わる関係機関への参画
- 2) 有機農業の分野における交流、支援事業
 - (1) NPO 法人有機農業参入促進協議会への事務局支援
 - (2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画
 - (3) IFOAM (国際有機農業運動連盟) への参加
 - (4) その他有機農業推進関係団体との交流

4. 管理部門

- 1) 賛助会員の募集
- 2) 寄附金の募集
- 3) 評議員会および理事会の開催
- 4) 監事による会計および業務監査会議
- 5) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱
- 6) 常務役会の開催
- 7) 業務執行体制の整備
- 8) 行政庁への報告等
- 9) ホームページによる情報公開
- 10) 施設・設備等の充実
- 11) その他目的達成のために必要な事業

III. 事業内容の詳細

1. 自然農法の研究開発に関する事業 (公益目的事業1)

基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の物質循環を軸に、自然の機能を最大限に活かし、農業経営を改善する栽培体系を確立するとともに、自然農法に適した品種の育成、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。自然農法栽培の体系化のための、プロジェクト研究を進め、外部との共同研究や受託研究を行う。研究開発された技術情報をさらに積極的かつ分かりやすく公表し、併せて自然農法を担う後継者の育成を行う。

今年度より、育土に関する研究(自然農法で目指す土の状態を明らかにし、その状態を実施農家が圃場で短期間で実現するために必要な研究)を最重要研究課題と位置づけ、プロジェクト研究をその柱と位置付け推進する。この育土研究の目的を本財団全体で共有し共働する。

1) 自然農法の研究開発事業

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにし、安定的な耕地生態系の管理技術を確立する。育成品種や栽培技術体系の提示、および自然農法に関する情報発信と人材交流による流通支援を通して、総合的モデル化とその実証に重点をおいた実用研究を進める。

(1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究

単作水稻作において、雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培技術に関して、自然農法の普及拡大を推進する実用化技術開発を柱とした栽培技術の体系化を進める。

(2) 畑地における育土・栽培技術に関する研究

①育土における土壌生物の役割の研究

自然農法圃場の土壌生物相やその役割を把握し生きている土の実態を明らかにする。

②望ましい耕地生態系を誘導し管理する育土・栽培技術の研究

輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理体系により、圃場生態系の管理を通じた野菜作の病虫害管理技術を開発する。

(3) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究

①自然農法栽培作物の品質特性と生理特性に関する研究

土壌の生産力と自然の力を引き出す処理方法と生物多様性を含む圃場環境の改善によって生じる遺伝子の活性化や植物生理調整と植物栄養代謝機能などの生理的改善効果の面から、健康な作物の生産方法を明らかにする。

②自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究

土壌や作物の分析・診断により、作物生産の基盤である「健康な土壌」と「自然農法作物の特徴」の姿を提示する。水稻およびキャベツ栽培の土壌および作物体の実用的な診断技術を開発する。

(4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究

①育土短縮プロジェクト

育土に要する期間を短縮し、自然農法による農家経営が成立することに資する研究を

行う。今年度は育土に関する既存の知見・情報の整理・共有、育土に関する考え方の共有、育土研究計画の立案に取り組む。

②新潟大学原田研究室との次世代シーケンシングを用いた土壌微生物性に関する共同研究（新規）

雑草発生がうまく抑制できている自然農法（有機栽培）水田を中心とした土壌の特徴解明を行う。今年度はトロ土層形成土壌の微生物性に関する特徴を明らかにすることを目標とする。

③北海道農業研究センター池田成志上級研究員との有用微生物資材開発共同研究（新規）

本財団育成種子に付着している有用な微生物を抽出・培養し、農作物の初期生育を改善する微生物資材を開発する。

④革新的土壌診断キットの付加価値化・精度向上

有機水稻栽培向けに開発した革新的土壌診断キットについて、現状では信越地域の寒冷地のみとなっている適用可能地域の拡大や診断精度の向上を目的とし、温暖地などにおけるデータを蓄積させる。将来的には農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業への再応募を検討する。

(5) 研究成果の公表

機関誌『自然農法』などを通して研究成果についての公表を進める。また関係学会あるいは共催する講演会等で、講演発表や論文投稿を通じ成果の公表を行う。

2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成と利用に関する研究および農家や家庭菜園実施者への育成種子の頒布や技術情報の配信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。

今年度は種子調整や圃場管理のための機械及び種子頒布管理ソフトの整備を進めると共に委託採種農家を増やし、種子生産・頒布の効率化・安定化を更に図る。

(1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

自然農法に適する採種生産可能な品種を育成する。

生態系機能を有効に利活用する低投入栽培に適する採種素材を育成する。

(2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

①自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の種子生産体系の構築と自然農法採種農家の育成、種子の安定供給を図る。

②自然農法種子の普及

自然農法種子の頒布事業を通して、利用状況の調査および自家採種技術の指導、情報発信を通して自然農法種子の普及を図る。

3) 研修事業

自然農法を実施又は志向する国内外の人材を、本科研修生、短期研修生、海外短期研修

生及び見学者等として受け入れ、自然農法に関する基本的な知識や栽培技術の講習及び実技実習等の研修を行う。

(1) 自然農法後継者等の育成

国内外において自然農法研修を希望する就農予定者や農業に関係する職を目指すものに対し、基本的な栽培技術や考え方を学ぶ機会を提供し、実技研修を行う。また、国内外の自然農法・有機農業を推進する機関等の要望に応じ、受託研修を実施する。

(2) 見学者の受け入れと講師派遣

見学希望者の受け入れに関する事務並びに受け入れを行う。
また、講師派遣依頼があった場合の対応を行う。

(3) 自然農法の情報発信と人材交流

研修修了生を訪問し、実施状況並びに問題点、課題を収集する。地域住民との交流を図り、自然農法を地元で公開し、情報発信と啓発に努める。

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

基本方針

国内外において、地域の自然農法に係わる情報を収集・整理し、研究開発事業で得た成果をもとに、地域に即した自然農法の実用化の推進を図るとともに、実用化技術や農家技術事例および「環境」「農」「食」「健康」に関する有益な情報を収集発信する。

1) 自然農法の実用化推進事業

研究開発事業や優良実施農家の栽培技術事例から得られた情報を元に、地域の諸条件を活かした自然農法の実用化を図る。主に西南暖地・湿田向けの技術実証を知多草木農場において行い、現地農家の実証圃場を設定して、各地域、条件に適した自然農法技術の実用化をすすめる。

(1) 知多草木農場における自然農法水稲作実証

自然農法水稲の展示実証栽培を行い、農場の位置する地域に合った収量性や品質の向上に資する耕種管理を組み合わせ、有用な管理体系について検証を行う。

①自然農法水稲栽培の作期・品種の検討

暖地・湿田地域における、自然農法水稲の安定生産につながる作期と品種を策定する。

②自然農法水稲栽培の未熟有機物すき込み害回避技術の検討

水稲非作付期間の耕種管理の違いによる有機物すき込み害の回避技術の検討を行う。

(2) 知多草木農場における畑転換体系の構築

ダイズ-水稲の田畑転換体系について、より収益性を考慮し、作付け体系の検討と湿地でも適応できる作目の選定を行い、当地域における自然農法の田畑転換体系を構築する

① 暖地・湿田地域における自然農法畑作の省力栽培体系の確立

水田の耕作放棄地対策や自然農法新規参入・転換参入を促すために、育土と雑草抑制を伴った暖地・湿田地域の省力化栽培体系を策定し、自然農法コメ・ムギ・ダイズ2年

3毛作による育土を伴う輪作雑草抑制生産体系モデルを構築する。

②サトイモの水田栽培を取り入れた田畑転換体系の確立と普及

黄色土壌におけるサトイモの湛水栽培に適した品種を選定し、栽培管理上の問題を抽出する。

(3) 知多草木農場における自然農法野菜作の実証

粘質土壌における保・排水性の改善を中心に病虫害を軽減する自然農法野菜作の栽培法を検討する。ダイコン採種法の検証と多品目・周年栽培の省力生産体系の確立を念頭に、数種の自然農法野菜作について検証する。

①多品目・周年栽培の省力生産体系の構築

土壌の保・排水性を改善する育土方法を明らかにし、病虫害を軽減する共栄作物導入により、多品目・周年栽培の省力生産体系を構築する

ア 粘質土壌の保・排水性を改善する育土技術の策定

イ 野菜生産における長期育土比較試験

ウ 結球葉菜二毛作体系の構築

②夏秋果菜類生産の安定生産技術の策定

自然農法育成品種の活用を中心課題として、作型、栽培管理、育土方法を検証し、収量、秀品率向上による果菜類の安定生産技術を策定する

③暖地・湿田地域における種子生産の安定化

暖地・湿田地域において大根「ふじ宮重」の安定した種子生産を行い、大根採種栽培技術を確立する。また母本栽培を通して選抜効果を検証し自家採種技術を検証する。

(4) 自然農法における果樹栽培技術の構築

自然農法に適した果樹の栽培技術の確立の一端として、収量と品質向上に資する管理体系について知多半島における自然農法ミカン栽培を中心に検討する。

(5) 農家圃場における実証調査

自然農法の農家実証圃場を設置し、自然農法実証圃場の水稻や畑作栽培の調査を行い、公開するとともに、自然農法技術や課題を明確にする。

2) 自然農法の啓発普及事業

シンポジウム・技術交流会等を開催し、また講習会の開催や講師の派遣、普及員を通して自然農法に係わる情報を発信するとともに、自然農法の啓発普及を行う。

(1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報

「環境」「農」「食」「健康」に関するシンポジウム等や、実証圃場を会場とした技術交流会を通して、消費者・生産者などに広く自然農法の普及啓発を行う。

① シンポジウム等による自然農法の啓発普及

他分野の有識者とのネットワーク構築を図るとともに、他団体・ネットワークや学会等との行事開催やブース出展を通して、自然農法の啓発普及を行うほか、知多草木農場を会場とした消費者向けの体験学習会（年6回程度）を通して普及を行う。

②実証圃場を通じた技術交流会等による技術普及

全国の実証圃場約 8 会場で、当該地域の生産者など総計 200 名を対象に自然農法技術の講習会（技術交流会）や、実証圃場農家を中心とした全国の農家同士の交流会、自然農法水稲栽培を本格的に学びたい人向けの特別実践講座（年 5 回）を開催し、技術の向上と自然農法栽培に対する周知を図る。

技術交流会

7 月 愛媛会場、滋賀会場、宮城会場

8 月 広島会場、北陸会場、静岡会場

9 月 栃木会場

特別実践講座 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月

(2) 自然農法の情報発信等による啓発事業

「環境」「農」「食」「健康」など自然農法の普及に有益となる情報を広く収集し、印刷物もしくはホームページ等を通して啓発普及を行う。

① 自然農法情報に関する公表・ホームページ等の拡充

過去の研究成果や自然農法誌などの有益な情報をホームページ等で公表する。また知多草木農場の栽培状況や成果を発信し、情報に対する関心度について評価調査を行う。

② 機関誌「自然農法」誌の発行と頒布

自然農法 77 号（10 月）・78 号（30 年 4 月）を発行し、賛助会員、農水省各農政局、各都道府県農政関係部署、各農学系大学などに配布するほか、当センターが主催する各種行事などを通じ啓発普及資料として活用し賛助会員の拡大を図る。

③ 資料集等の発行と頒布

平成 29 年度技術交流会資料集や自然農法テキストを発行し、自然農法の周知を図る。

(3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及

① 講師派遣を通じた自然農法の啓発普及

他団体や他部署（有機 JAS フォローアップ講習会など）からの要請に基づいて講師を派遣し、自然農法の啓発普及を図る。

② 自然農法普及員等による啓発普及

自然農法普及員等の充実と実証を通して、自然農法の普及を推進する。

3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

自然農法の情報の発信を促すと共に、自然農法技術の実用化のために、実証圃場の設置を目指して情報収集、普及活動を行う。

(1) 行政機関・研究機関・民間団体等との連携および交流支援

自然農法実施圃場と候補農家、団体と連携を図り、各国の気候風土における自然農法の安定的生産を目指す。

ア 政府組織や NGO との連携事業

APNAN（アジア太平洋自然農業ネットワーク）の日本事務局を担い、協定書を締結した行政機関や民間団体を中心に、普及協力団体との交流・連携を継続推進する。

イ 研究機関との連携事業

研究機関或いは政府機関と関係を結んで自然農法の国際普及を推進する。現地訪問や

協力者の日本招聘を通して交流する。

(2) 自然農法の国際的な情報発信と交流支援事業

英語による自然農法の情報発信を行うと共に、海外行事の開催を通じて、海外の普及協力者との交流を促進する。

① 海外向け自然農法情報に関する公表・ホームページ等の拡充

APNAN ニュース 28(1)号(2017年7月)、28(2)号(2018年2月)等の英語情報誌を編集発行し、ホームページ等を通して海外へ情報を発信する。

② 交流会・研修会等の開催

自然農法国際フォーラム(2017年6月)、自然農法国際研修会(2018年3月)、タイ国自然農法研修会(2018年3月)を開催し自然農法の理解を深める。

③ その他

ア 海外来訪者等、必要に応じて招聘者へのビザ資料の作成支援等を行い、海外視察団・来訪者を受入れ、普及地域を拡大するための情報発信と収集をはかる。

イ 第19回IFOAM(国際有機農業運動連盟)有機世界大会(2017年11月9日~11日、インド・ニューデリー)に参加し、自然農法の発表を行う。

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機JAS認定を希望する有機農業者の検査認定を通じての流通支援や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

1) 有機JAS認定事業

(1) 有機JASの登録認定機関としての検査・認証業務

- ①年次調査 250事業者
- ②新規認定 15事業者
- ③臨時調査 適宜

(2) 有機JAS講習会の開催と有機JAS認定事業者の育成

- ①定期・地方講習会 有機農産物 熱海(5月、9月、1月)東京(11月)、京都(12月)
有機加工食品 熱海(6月、11月、2月)、東京(7月)、京都(9月)
※上記以外にニーズを考慮して地方で適宜開催する(4~5箇所程度)。
- ②派遣型講習会 認定事業者及び申請を予定する事業者からの要請に伴い適宜開催

③認定事業者向けのフォローアップ研修会（1、2月）、約20か所（一部は普及部と共同で開催する）

（3）認定業務の改善、充実

①公平性委員会（有機JAS登録認定機関協議会共同開催、5月）

②内部監査の実施（6月）

③認定業務研修の開催（7月、東京、京都）

④認定業務改善会議の実施（12月）

（4）検査・判定体制の充実

検査員の育成・増員 委託検査員3名

（5）認定事業に係わる関係機関への参画

①有機JAS登録認定機関協議会への参画

②有機JAS資材評価協議会への参画（理事、検査員）

③農林水産省他、認定事業に係わる関係機関への参画（委託事業等）

2)有機農業の分野における交流、支援事業

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

（1）NPO法人有機農業参入促進協議会への事務局支援

①有機農業への新規及び転換参入の促進に関すること

②有機農業技術の体系化に関すること

③有機農業の生産・流通・消費に関する調査研究

④国、県や市町村等からの補助事業等の受託

⑤その他必要な事項

（2）NPO法人全国有機農業推進協議会への参画

（3）IFOAM（国際有機農業運動連盟）への参加

（4）その他有機農業推進関係団体との交流

4. 管理部門

1) 賛助会員の募集

賛助会員数の増加に努め、各種広報を行う。

2) 寄附金の募集

一般寄附金の募集チラシを利用し、広報に努め広く募集を行う。

3) 評議員会および理事会の開催

評議員会を2回以上、理事会を4回以上開催し、適正な法人運営に努める。

4) 監事による会計および業務監査会議

年間4回以上開催する。

5) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

研修生への講義や行事においての講習等必要に応じて理事長から委嘱する。

6) 常務役会の開催

今年度は9回開催する。内2回は課長以上も出席し、部署間連携や事業展開の発展に努める。

7) 業務執行体制の整備

(1) 職員募集要項を策定し、募集を行う。

(2) 職員の資質向上を図るため職員研修会を実施する。

・平成29年12月1日～2日

8) 行政庁への報告等

(1) 6月末日までに平成28年度事業報告等をオンライン提出する。

(2) 平成30年3月末日までに平成30年度事業計画および予算書をオンライン提出する。

(3) 各種届出等の書類を規定の様式にて提出する。

9) ホームページによる情報公開

ホームページの内容を更に充実させ、情報発信に努める。

10) 施設・設備等の充実

(1) 育種事業における種子保冷库の設置

(2) 各公益目的事業および法人管理に必要な什器備品類の購入

11) その他目的達成のために必要な事業

以上